

指名及び入札状況閲覧簿（決定）

案件番号	8002202000050101	業種区分	建設工事
業種	土木一式	詳細業種	
工事番号及び工事名	病総第501号 市立福知山市民病院 外来駐車場整備工事		
工事場所	福知山市厚中町地内		
工事期間	自 令和2年7月6日 ～ 至 令和2年12月4日		
入札方法	一般競争入札	契約方法	総価契約
入札・見積日	令和2年7月1日 11時00分 電子入札	落札方法	価格競争
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・土工 1 式 ・アスファルト舗装 1,300 m² ・付帯工 1 式 <p>最高予定価格 22,705 千円（税抜） 最低制限価格 19,900 千円（税抜）</p>		

項番	企業名又は委任先名	1回目 入札価格（円） （評価値）	2回目 入札価格（円） （評価値）	3回目 入札価格（円） （評価値）	4回目 入札価格（円） （評価値）	5回目 入札価格（円） （評価値）	備考
1	中小路建設株式会社	19,937,000					落札
2	株式会社衣川組	19,938,000					-
3	岸下建設株式会社	19,956,000					-
4	株式会社テクノ創建	19,958,000					-
5	前田工業株式会社	19,959,000					-
6	河守工業株式会社	19,969,000					-
7	メイコー建設株式会社	19,978,000					-
8	株式会社梅田組	19,978,000					-
9	加藤建設株式会社	19,978,000					-
10	岩田建設株式会社	19,983,000					-

11	三和建設工業株式会社	19,988,000					-
12	日産工業株式会社	19,991,000					-
13	株式会社赤井土木	20,028,000					-
14	株式会社富士興業	20,033,000					-
15	株式会社BLUE WORLD	20,043,000					-
16	株式会社竜城工務店	20,045,000					-
17	大立工業株式会社	20,051,000					-
18	公正産業株式会社	20,055,000					-
19	大永産業株式会社	20,056,000					-
20	渡辺建設株式会社	20,058,000					-
21	株式会社いとう	21,400,000					-
22	セイリョウ建設株式会社	22,000,000					-
23	株式会社芦田産業	22,695,000					-
24	株式会社ヨネダ	22,700,000					-
25	世紀建設株式会社	22,700,000					-
26	ヒガシ・エンタープライズ株式会社	19,594,000					失格（最低制限価格未滿）
27	大栄工業株式会社	19,753,000					失格（最低制限価格未滿）
28	株式会社油利総合設備	19,833,000					失格（最低制限価格未滿）
29	三丹開発株式会社	-					辞退
30	株式会社門野組	-					辞退
31	株式会社能見土建	-					辞退

病総第501号 市立福知山市民病院 外来駐車場整備工事

契約の相手	名 称	中小路建設株式会社
	住 所	福知山市字立原13番地

契約金額 (消費税及び地方消費税を含む)	21,930,700 円	最高予定価格(税込)	24,975,500 円
		最低制限価格(税込)	21,890,000 円

条件付き一般競争入札	当該資格	<p>次の要件を全て満たし、競争入札参加申請に基づき本市が資格認定した者とする。</p> <p>(1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 令和2年度福知山市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で「土木一式」のA1等級又はA等級に登録されている者のうち、福知山市内に本社又は本店を有するものであること。</p> <p>(3) 建設業法(昭和24年法律第100号)の基準を満たす技術者を当該工事に配置できること。</p> <p>(4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。</p> <p>ア 資本関係 次のいずれかに該当する2者の場合 (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係 次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。 (ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(社外取締役を除く。また、指名委員会等設置会社にあつては、執行役)、持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合 (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他この号ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>
	参加させなかった者、その理由	なし

指名競争入札における指名理由	
随意契約の相手方の選定理由	

第1回変更契約	変更額	円	変更契約日	
	変更工期	～		
	変更理由			
第2回変更契約	変更額	円	変更契約日	
	変更工期	～		
	変更理由			